

平成 16 年 8 月 27 日

情報通信審議会  
電気通信事業部会長 御中

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎちよう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびびーかぶしかいしゃ  
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 16 年 7 月 27 日付け情審通第 81 号で公告された「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方」の答申案に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 「平成 17 年度以降の接続料算定の在り方」の答申案に関する意見

### 1. 新モデルの評価

#### (1) 加入者交換機は適切なサイズの交換機を採用すべき

新規投資の抑制による経済的耐用年数の延長、データ系サービスとの設備共用、入力値の見直し等、第二次モデルの問題点のいくつかが見直されていることは評価できます。

しかし、NTT東西の非効率を排除した上で接続料を算定するという長期増分費用方式の趣旨からみて新モデルはまだ大きなコスト削減の要素が残っており、できるだけ早い時期に見直すべきです。

特に加入者交換機は、トラヒック減少に応じて適切なサイズの交換機を採用することが合理的です。新モデルではそれによって削減できる費用が考慮されていません。すなわち、加入者交換機能の年間費用 6,541 億円のうち、加入者ポート等を除く加入者交換機そのものの費用 3,298 億円については見直しが必要です。

この見直しが、平成 17 年度の接続料算定に間に合わない場合には、できるだけ早い時期に見直し、新モデルの適用期間中であっても見直し結果を反映させるべきです。

#### (2) 実際費用を公表すべき

##### ② 土木設備等におけるモデル費用と実際費用との逆転

モデル費用と実際費用を費用項目毎に比較した場合、例えば土木設備の減価償却費等一部について実際費用の方が低い結果となっている。これは過去に構築したものを現在構築すれば人件費の上昇等が反映されるためである。しかしながら、長期増分費用モデルは現時点における需要を満たす効率的な通信網を仮想的に構築したものであり、部分的に実際費用を下回ったり上回ったりすることは当然であり、モデルはそれらを含め全体としてボトルネック設備を有する事業者に効率化インセンティブとなる目標を与えるものである。

エ)なお、モデル費用と実際費用との差は、それが概ね 70%であった長期増分費用方式導入時と比較するとかなり近接してきているが、モデルが規制値としてこれまで有効に機能してきた結果と判断している。また、今後、実際費用が大幅に低下し、モデル費用と逆転した場合については、結果として実際費用が下回ることを許容することは既存事業者により一層の効率化インセンティブを与えるものであること、実際費用が判明するのは当該年度決算後となってしまうこと等から、仮に逆転が生じた場合にあっては、今次接続料適用期間中は、モデルで算出した接続料水準を用いることが適当と考える。ただし、モデルと実際費用の逆転が判明した段階においては、その逆転の要因について十分分析し、その後の接続料算定の検討に反映すべきである。

17 ページ 第一部 第 I 章 第 2 節 (2) エ)

答申(案)において、費用全体を見たときに「モデル費用と実際費用との差は、それが概ね 70%であった長期増分費用方式導入時と比較するとかなり近接してきている」とされており、さらに費用項目別に見たとき「例えば土木設備の減価償却費等一部について実際費用の方が低い結果となっている。」とされています。

しかし、事業者の立場からは、このような定性的な分析ではなく、具体的数字でこれらを把握することによって、長期増分費用方式のモデルが機能し、接続料が適正なものであるかどうかを検証したいと考えます。

例えば、①土木設備に係る実際費用がモデル費用と比較してどの程度低いのか、②実際費用の方がモデル費用よりも低くなっている費用項目は土木設備の減価償却費以外に何がありそれはどの程度の金額なのか、③NTT東西は新ノードの導入を進めていると聞いているが加入者交換機能の費用低減にどの程度影響しているのか、等を具体的に把握する必要があります。中間答申(案)では、「今後、実際費用が大幅に低下し、モデル費用と逆転した場合」も想定されているが、もしこのような現象が生じた場合は、長期増分費用方式の趣旨を考えればモデルが不適切であることを示しているのであり、「モデルと実際費用の逆転が判明した段階」ではなく、実際費用とモデル費用が近接してきた今から費用項目ごとにその近接の実態を把握する必要があります。

従って、費用項目毎のできるだけ詳細な実際費用の公表を要望いたします。

## 2. 接続料水準の見通し

現行の接続料金の利用者料金に占める割合は大きく、当社BBフォンの場合で通話料金 3 分間 7.5 円に対して、接続料は 3 分換算 5.81 円(ZC接続の場合の現行モ

デルによる平成 15 年度仮算定値)であり、いくつかの改修を施した今回の新モデルによっても 3 分換算 6.07 円と更に値上げとなることが試算されています。今後もトラヒックが減少することが予想されているため、従来の算定方法のままトラヒックが減ったから接続料を値上げするというを行ったのでは、接続料の大幅値上げとなり利用者料金への影響も考えられ、固定電話の利用の減少にさらに拍車をかけることとなります。

接続制度の創設などの競争政策の導入により我が国の通信市場は活性化し、その結果利用者料金がNTT独占の時代に比べて飛躍的に低廉化し、国民生活に大きな恩恵をもたらしました。この流れをとめることなく健全な競争を維持するためには、NTT 東西の効率化を通じ、接続料金を低い水準に維持させることが必要です。

### 3. NTSコストの扱いに関する意見

(1) 接続料から NTS コストを除外することは望ましい方向

(1) 平成 12 年答申

ア) (略)

イ) また、ケースBについては、事業者間の競争促進や、接続料の引下げが通信料金の低廉化をもたらすという観点からは望ましいが、NTT東日本及びNTT西日本の経営に対して破壊的な影響を回避し得ないおそれが強いとされ、き線点RTその他のNTSコストの扱いについては、今後の検討課題とすることが適当とされた。

23 ページ 第一部 第三章 第 2 節

平成 12 年答申において、特にき線点RTについて、接続料原価にき線点RTの費用を含まないこととした場合(ケースB)に、「事業者間の競争促進や、接続料の引下げが通信料金の低廉化をもたらすという観点からは望ましい」としつつも、「NTT 東日本及びNTT西日本の経営に対して破壊的な影響を回避し得ないおそれが強い」として、「き線点RTその他のNTSコストの扱いについては、今後の検討課題とすることが適当」としています。

この時期は、携帯電話の急増等によってNTT東西の収益が平成 8 年度以来減少を続けており、携帯電話の更なる伸びと固定電話トラヒックの減少が予想できた時期です。従って、まだ合理化のための余力があったと思われるこの時期にNTT東西は電話事業の構造的変化に対応して抜本的な対策を行うべきであったと言えます。同時にNTSコストの扱いに関しては、「NTT東日本及びNTT西日本の経営に対し

て破壊的な影響を回避し得ないおそれが強い」として検討が先送りされましたが、NTT東西は合理化とともに、この時点でNTSコストの扱いも含めてNTT東西の料金体系の見直し検討を開始すべきであったと考えられ、現時点でのNTSコスト除外の議論は遅きに失したと言えます。

今回の答申(案)で、接続料の原価から「原則として全てのNTSコストを除くことが適切」(P.25 第一部 第三章 第3節(4)ア))とされたことは、長年の懸案を解決するものであり、接続事業者にとっても接続料が適正な方向に改正されることとなり、望ましいと考えます。

NTSコストは通話回数や通話時間に関わらないコストであり、コスト発生要因に応じた回収を行うという原則に則り、全てのNTSコストを接続料金から除外すべきです。

ア)(中略)NTSコストは通信量の増減に対する感応度がゼロであることから、NTSコストを含む現在の接続料の原価は、通信量減少に見合った減少を示さず、結果として、現実の通信量減少を受けて、接続料単価が大幅に上昇する状況が生じつつある。

イ) 通信量が減少する局面においては、NTSコストを含まない場合と比較して接続料単価がより大きく上昇し、ひいては利用者料金が上昇することも想定される。利用者料金の上昇は固定電話の需要を減少させ、その結果、通信量が更に減少して接続料や利用者料金が更なる上昇を引き起こすという悪循環が生じる可能性がある。固定電話市場がこの悪循環に陥った場合、「第二章 接続料水準の見直し」で述べたとおり、固定電話市場における事業者間の競争が成り立たなくなるおそれもある。

24 ページ 第一部 第三章 第3節 (3)

これまで接続事業者は本来支払う必要のない料金を負担してきており、さらに現行モデルが適用される平成16年度も引き続き負担することが決まっています。このうえ、平成17年度以降も負担することになれば、接続事業者だけの問題ではなく利用者料金の上昇にもつながり、その結果需要の減少を引き起こすという悪循環に陥り、固定電話市場における事業者間の競争が成り立たなくなるおそれがあります。

この点については、上記の通り答申(案)でも的確に指摘されています。

(2)すべての NTS コストを H17 年度から除外すべき

イ)ただし、NTSコストの付け替えを行えば、加入電話・ISDNサービスの基本料や PHS事業者が支払う基地局回線の接続料の費用構造に大きな影響を与えることとなるため、激変緩和措置として段階的に接続料の原価からNTSコストを除外という考え方がある。

ウ)(中略)接続料水準を年度によって大きく変動させることは事業計画を策定する上で好ましくないという観点、また、利用者料金の値上げに繋がらない接続料水準を維持するという観点からは、4～5年という期間をかけて段階的にNTSコストを接続料の原価から除くことが適当と判断される。(後略)

26 ページ 第一部 第三章 第3節 (1) イ)～ウ)

- ① NTSコストの除外方法として、答申(案)では激変緩和措置として4～5年かけて行うことが適当としていますが、NTS コストは本来接続料の原価に含めるべきでない費用であり、全ての NTS コストを H17 年度から除外すべきです。

段階的に NTS コストを除外した場合、接続事業者は本来支払う必要のない接続料を支払い続けることになり、仮に 5 年かけて段階的除外をした場合、その額は約 6,500 億円に上ります。(表1参照)

表1. 接続事業者が負担すべきでないコスト

(NTS コスト 3,234 億円(H15 年度実績トラヒック値に基づく試算値)が毎年発生し、5 年間に渡って均等に除外額を増やすとした場合)

(単位:億円)

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	合計
全 NTS コスト	3,234	3,234	3,234	3,234	3,234	
除外する NTS コスト	647	1,294	1,941	2,588	3,234	
接続料に含まれる NTS コスト = 本来接続事業者が負担すべきでない額	2,587	1,940	1,293	646	0	6,466

- ② 答申(案)においては「激変緩和措置として段階的に接続料の原価からNTSコストを除外という考え方がある」とした上で更に、「4～5年という期間をかけて段階的除外を行うことが適当としています。

i. その理由のひとつとして「接続料水準を年度によって大きく変動させることは事

業計画を策定する上で好ましくない」としていますが、どの事業者の事業計画を指しているのか不明です。

もし接続事業者の事業計画のことを述べているのだとすれば、負担する必要のないコストの支払い義務がなくなることは、決して「事業計画を策定する上で好ましくない」ものではありません。

もし NTT 東西の事業計画のことを述べているのだとすれば、NTT 東西の事業計画を策定する都合のために、接続事業者が本来負担すべきでない NTS コストを負担することになり、接続事業者にとってどう受け入れられるものではありません。

- ii. 4～5 年という期間をかけて段階的除外を行うことのもうひとつの理由として、「利用者料金の値上げに繋がらない接続料水準を維持する」ことが挙げられていますが、利用者料金の値上げを避ける為には、4～5 年という期間をかけずに早期に除外した方が望ましいはずです。

③ 以上述べたように、4～5 年かけて段階的除外を行う理由はありません。激変緩和措置を前提にするのではなく、まず基本料の費用見直しによって全額吸収することを検討することが先決です。

④ そのために、まず NTT 東西は基本料費用の配賦方法の見直しを行い、その結果を示すべきです。

(2)平成 14 年答申

ア)平成 14 年答申においては、「負担すべきコストは当該コストの発生要因に応じて回収されることが望ましいという観点からは、NTS コストは、回線需要に応じて変化するものであることから、通信量見合いではなく、回線単位で回収するという考え方もある」と指摘した上で、現実的な手段としてき線点 RT のみに対象を絞って検討することとし、具体的には、①基本料で回収する方法、②定額制接続料で回収する方法、の 2 案について検討を行った。

イ)①については、デフレ傾向が継続する我が国経済の状況にあつて、消費者団体の多くから基本料という利用に関係なく支払いを要する費用を引き上げることに對して反対意見が提出されたことを考慮し、「料金とコストとの関係が必ずしも明確となっていない現行の基本料体系の下で、NTS コストを基本料に転嫁することは、なお慎重な検討を必要とし、社会的合意も困難と考えられる」と答申された。

平成 14 年答申において、「回線単位で回収する考え方もある」と指摘されたNTSコストの扱いは、「料金とコストとの関係が必ずしも明確となっていない現行の基本料体系の下で、NTSコストを基本料に転嫁することは、なお慎重な検討を必要とし、社会的合意も困難と考えられる」として再び問題が先送りされました。

しかし、この平成 14 年答申が述べていることは、言葉を変えれば「NTSコストを基本料に転嫁するために、料金とコストの関係を明確にしなければならない」ということを指摘しているとも言え、NTT東西は遅くともこの時点から基本料とコストの関係を明確にする検討を始めるべきでありました。しかし、十分な時間があつたにもかかわらずNTT東西は本答申(案)の時点でも未だ基本料とコストの関係を明確にできていません。

キ) 審議会におけるこのような検証の結果、平成 15 年度決算ベースで、直接の見直し対象費用及び見直し対象費用の支出額比等を配賦基準としているため連動してくる費用のうち、基本料部門への配賦額は、2,255 億円(NTT東日本)、2,112 億円(NTT西日本)の計 4,367 億円となっている。このうちどの程度が本来基本料部門に配賦されるかについては、NTT東日本及びNTT西日本において、平成 16 年度から既に見直しに取り組まれている項目はあるものの、その多くは年度を通じたデータの把握等が必要となるため、NTT東日本及びNTT西日本における具体的な作業を待つこととなるが、見直すべき費用の配賦基準は、ここで指摘した項目が全てではない。より適切な基準となるよう、NTT東日本及びNTT西日本において引き続き検証が行われることを期待する。

53 ページ 第二部 第 I 章 第 1 節 (4) キ)

今回の答申(案)では、基本料費用の配賦方法の見直しは「その多くは年度を通じたデータの把握等が必要となるため、NTT東日本及びNTT西日本における具体的な作業を待つこととなる」としていますが、早期に詳細な算出が困難であるとしても、平成 16 年度上期実績や四半期実績から推計し、概算数値のみでも早急に算出して吸収可能金額の目処を明らかにする義務があります。

- ⑤ 概算数値すら明らかにされていない時点で、「4～5 年という期間をかけて段階的に NTS コストを接続料の原価から除くことが適当」とするべきではありません。

基本料費用の配賦方法見直しの結果によって、基本料へ NTS コストを全額転嫁することがどうしても不可能と判断された場合に限り、段階的除外の検討もやむを得ない措置と考えられ、その場合でも、段階的除外の期間は極力短くすべきです。

(3) NTT 東西は現行の料金水準の維持を目指して基本料の見直しを実施すべき

NTS コストを基本料に一度に転嫁することがどうしても不可能であり、もし段階的除外を検討する場合には、全てのNTSコストを基本料の現行の料金水準の中で吸収することを目標にして、①NTT 東西の経営効率化と、②基本料の費用配賦基準、項目の徹底的見直しを行うべきです。

① NTT 東西の経営効率化

ウ)他方、長期増分費用方式が適用されている接続料に係る実際費用は急速に減少しているのに対し、基本料に係る費用は構造改革による部分を除きほとんど変化していないという点について、基本料には長期増分費用方式のような厳しいベンチマークがなかったことを考えると、基本料についても、さらに費用削減を行う余地があるのではないかとの指摘もある。

56 ページ 第二部 第 I 章 第 2 節 (2)

答申(案)に記述されている通り、基本料にはさらに費用削減余地があると考えられ、NTT 東西はさらに徹底して経営の効率化を図るべきです。これまで NTT 東西が実施した構造改革は、社員の子会社への出向等による人件費の削減が中心ですが、人件費の削減は当然のこととして、さらに徹底したシステム化、作業効率の見直し等民間企業なら当然のことを実施し、業務自体の効率向上を図るべきです。

また、そのためのベンチマークとして、基本料による NTS コストの全額吸収を目標値として設定すべきです。

② 費用の配賦基準、項目の徹底的見直し

キ)(中略)見直すべき費用の配賦基準は、ここで指摘した項目が全てではない。より適切な基準となるよう、NTT 東日本及び NTT 西日本において引き続き検証が行われることを期待する。

53 ページ 第二部 第 I 章 第 1 節 (4) キ)

答申(案)で述べられている通り、まず NTT 東西が費用の配賦基準の見直し、更に基本料に配賦すべき項目の見直しを徹底的に行うことが不可欠です。

NTT 東西が行うこの見直しは、消費者も含めた第三者で構成された、例えば「基本料の配賦基準見直し委員会(仮称)」を設置し、広く消費者からの意見も反映できる体制の下で検討することが望まれます。

ク)(中略)基本料体系の見直しについても、NTT東日本及びNTT西日本が、今後の事業展開を念頭に自らの料金戦略として、実施すべきか否かの判断を行うことが適当である。その際には、社会的コンセンサスを得るために、基本料の在り

方を判断するために必要な費用構造等について、十分な情報提供を行い、説明責任を果たすことが必要である。

58 ページ 第二部 第 I 章 第 2 節 (3)

上記の検討を行ったとしても、どうしても現行の料金水準で NTS コストを吸収できず、料金値上げの判断をせざるを得ない場合は、答申(案)に記述されている通り、NTT 東西は費用構造等の情報開示を行い、説明責任を果たす必要があります。

(4) 定額制接続料の導入、ユニバーサルサービス基金制度の活用は慎重な検討が必要

ケ) なお、基本料値上げについて、社会的コンセンサスを得ることが困難であって、ユニバーサルサービスの確保に支障が生じる懸念がある場合は、定額制接続料の導入、ユニバーサルサービス基金制度の活用が想定される。(中略)

58 ページ 第二部 第 I 章 第 2 節 (3)

なお、答申(案)においては、現行の基本料の水準で NTS コストの吸収が困難となり、また基本料値上げの社会的コンセンサスを得ることが困難な場合には、「定額制接続料の導入、ユニバーサルサービス基金制度の活用が想定される」としています。しかし、いずれの方法を取ったとしても、NTT の基本料コストの一部を他接続事業者が負担するという構造になることには変わりありません。従って、本来 NTT が自らの料金戦略の問題として解決すべきものを、安易にユニバーサルサービス基金や定額制接続料に転嫁すべきではありません。このことを十分に考慮した上で、ユニバーサルサービス基金や定額制接続料の検討をすべきであると考えます。

ユニバーサル基金の活用に関して、答申(案)において、「現行の算定方法では費用範囲の変更を行った場合に、純費用が十分に発生せず、場合によってはユニバーサルサービスの円滑な提供を確保することができないのではないかという指摘もある」(28 ページ 第一部 第 II 章 第 4 節 エ)と記述されています。「純費用が十分発生せず」の意味が不明ですが、「費用の回収が見込めるように再検討が必要」という趣旨を述べようとしているのであれば本末転倒であり、ユニバーサルサービス基金の検討はあくまで制度の本来の趣旨に沿って行われなければなりません。

また、定額制接続料は、接続事業者が NTT 東西の基本料に代わって定額料金を利用者から徴収することになる可能性が高く、利用者から見た場合には基本料の値上げと同じことになると考えられます。

#### 4. トランクポート等の扱いについて

イ)これらから確かに回線数自体は削減されたと言うことができる。しかしながら、利用率を見れば、平成15年度上期は約45%に向上したものの、平成16年度下期は未確定ではあるが接続事業者の通信量も減少していることを踏まえれば再び悪化することが予想される。このようにトランクポートの稼働率は依然低い水準となっており、特に新規事業者における稼働率は非常に低く、協議は有効に機能したとは言い難い状況にある。したがって、トランクポート等に係る設備費について個別負担とせざるを得ないと判断される。

29 ページ 第一部 第3章 第5節 (1) ア)

接続事業者にとって、相互接続回線の工事は、トランクポート設置にかかる費用以上に自身にとっても大きな工事費用の負担となるものであり、接続事業者は余剰となる相互接続回線はできるだけ申込みたくないと考えています。

しかし、回線建設工事は、建設工程協議を含めて完了まで10ヶ月もかかります。また、通常は年2回(5月、11月)の協議申入れ、と年2回(7月、1月)の工事申込みしかありません。例外的に、トラフィックが急激に増加したとき一定の条件に該当すれば随時申込はできますが、この場合も回線建設工事は10ヶ月かかります。このような長期のトラフィック予測を正確に行うことは困難なため、接続事業者は回線不足で利用者に迷惑をかけ、信頼を失うことを避けるために、工事費の余分な出費を承知で回線を多めに確保することとなります。

したがって、余剰となるトランクポートを少なくするためには、「トランクポート等に係る設備費について個別負担」とすることよりも、柔軟な相互接続回線の手配を可能とすることが必要であり、工事完了までの手続きとスケジュールを見直すことが先決です。

#### 5. 接続料における東西格差

(1)NTT東西別に原価を算定し、それぞれの接続料を設定することが適当

そもそもNTTが分割され、NTT東西がそれぞれ別会社として設立された趣旨は、競争を促進することによって経営の効率化が図られ、ひいては利用者の利益にもつながるということであったはずで、通話料については、電電公社の時代から今日まで電話料金は全国均一であったことから、それが崩れる可能性のある接続料の東西格差への心理的抵抗は理解できますが、NTT東西分割と競争政策の意味について広く理解を求めることこそが必要であり、安易に東西均一を維持することが国民的合意とす

るべきではないと考えられます。

現行の接続料検討の際にも多くの消費者団体から東西格差を容認するとの意見があったところです。ユニバーサルサービスだから全国均一料金でなくてはならないと短絡的に決めつけるべきではないことを意味しています。

## (2) 接続料と利用者料金は別物

ア) (前略) 仮に接続料が東西別となって NTT 東日本の接続料が 1 割引き下げられ、NTT 西日本の接続料が 1 割引き上げられたとする。(攻略)

イ) (略)

ウ) 以上から、接続料を東西別とすれば、東日本エリアにおいては利用者料金が値下げとなり、他方、(公正競争ルールが優先された場合には) 西日本エリアにおいて利用者料金が値上げとなり、結果的に利用者料金においても東西格差が生じる可能性が高いと予想される。

35 ページ 第一部 第 2 節 (2)イ)

接続料は利用者料金の原価の一部であり、その東西格差が直ちに利用者料金の東西格差につながるものではありません。

答申(案)では、あたかも NTT 西日本の接続料が 1 割引き上げられること、及びそれによって NTT 西日本の利用者料金も値上げせざるを得ないことが確実であるかのように記述されています。しかし、NTS コストを接続料の原価から除外することによって接続料水準は下がることから、NTT 西日本の接続料が NTT 東日本の接続料よりも高くなったとしても、それが直ちに利用者料金の値上がりにつながるものとは言えません。

電気通信審議会の「IT 革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての一次答申」においても、「東西会社間の料金格差については、東西会社間の比較競争(ヤードスティック競争)が働くことが期待され、また東・西 NTT という異なる会社間で料金が同一でなければならないという合理的根拠に欠ける。」としているところです。始めから東西均一料金を前提とするのではなく、利用者料金について NTT 東西の最大限の経営効率化努力にもかかわらず別料金を設定せざるを得なくなり、それによりあまねく公平に提供されるべきユニバーサルサービスの維持が困難であることが判明した場合には、その時点でユニバーサルサービスの維持のための方策を検討すべきです。

## (3) 接続料の東西格差は公共料金として許容できる範囲

新モデルにおいて H15 実績トラヒックを用いたときの接続料の NTT 東西格差は NT

Sコストを全て付替えた場合に 1.32 倍と試算されています。(P33(3)表 6)。電話料金以外の公共料金の地域格差については、接続委員会における総務省資料によれば電気で 1.088 倍、ガスで 1.46 倍、水道で 2.355 倍であり、しかもガス、水道については全事業者を調べたものではないことから実際の格差はもっと大きいと思われます。このように他の公共料金との比較からも、接続料が全国均一料金である必要はなく、また格差の大きさも許容される範囲と考えられます。

#### (4)長期増分費用方式とヤードスティック競争は両立する

ウ)しかしながら、長期増分費用方式に基づく接続料は効率化の目標値として設定されるものであり、そこに 2 割の東西格差が存在することは、効率化を行った後も 2 割の格差が存在せざるを得ないということを意味するものである。言い換えれば、長期増分費用方式における地域格差は、どこで地域分割するかによって分割された各地域の特性に基づき所与のものとして設定されてしまうものであって、地域格差は不可避である。

エ)したがって、長期増分費用方式に基づく接続料においては、ヤードスティック競争の成果として実際費用が削減されることは期待されても、長期増分費用方式に基づく原価を超えた費用削減を期待することは論理的に整合的でないと考えられる。すなわち、当面格差を設け、将来的にその格差が縮小することを期待する方法は、長期増分費用方式によって接続料を算定する限り採用し難いものと考えられる。

#### 36 ページ 第一部 第四節 第三節 (1)

通信事業に限らずヤードスティック競争においては、地域が異なるのであるから費用原価が異なるのは当然です。NTT東西間の競争について、将来的に東西格差の縮小を期待することがヤードスティック競争であるかのように記述されていますが、どの事業分野においてもそうであるように、夫々の地域の特性を踏まえて、絶えず現状より低廉なサービスを目指して競うことがヤードスティック競争であり、長期増分方式により接続料に東西格差が生じたとしてもヤードスティック競争は行われるべきものです。

## 6. 新モデルの適用期間

イ)したがって、環境変化に対応した算定方法の見直しを検討すべき時期に来ていると考えられ、新モデルの適用期間については、見直しに必要な期間を考慮すれば 3 年間とすることが適当である。

#### 38 ページ 第一部 第五章 第一節

答申(案)のとおり、3年間とすることが適当であると考えます。

ただし、1項で述べたように、新モデルではトラヒックの減少に応じて適正な規模の交換機を採用すると言う最適化がなされておらず、適用期間内のできるだけ早い時期に見直し、その結果を反映するべきです。

エ)したがって、新モデルの適用期間については3年とすることで問題はないと考えられる。ただし、予想を超える環境変化によって適用期間内に新モデルが機能しないと判断される場合は、改めて集中的にその算定方法の在り方を検討することが必要である。

39 ページ 第一部 第V章 第2節

また、答申(案)のとおり、環境変化には柔軟な対応が必要と考えます。

## 7. 通信量の入力値の扱い

### (1) 事後精算はするべきではない

ウ)①については、二次モデルの適用に際して導入されたが、ヒアリングにおいて、接続事業者から事業計画を策定する上での予見性の観点から経営に悪影響を与えているとの指摘が多く提出されたところである。したがって、長期増分費用方式に基づく算定値が目標値としての性格を有しているという観点も踏まれば、今回引き続き採用することは適当ではないと判断される。

41 ページ 第一部 第VI章 第2節 (1)

事後精算方式は、決算報告の数字と精算が行われた結果が異なることはIR上も問題を含む等決算への影響が大きく、また決算後に追加的に支払うこととなるため事業計画にも支障を与えるという問題を有しています。

答申(案)は、事後精算は適当ではないとしており、これらの問題が回避されることになり適切な判断であると考えます。

### (2) トラヒックの入力値は直近のものを用いるべきである

キ)したがって、平成17年度接続料の設定に用いる通信量としては、基本的には平成16年度通信量を用いることが適当と判断される。ただし、信頼性のある予測が可能であると判断される場合には、「平成16年度下期及び平成17年度上期の年間通信量」等を用いることも選択肢として考えられる。

42 ページ 第一部 第VI章 第2節 (1)

答申(案)のとおり平成 16 年度通信量を用いることについては妥当と考えます。

しかし、「平成 16 年度下期及び平成 17 年度上期の通年通信量」等の予測値を用いる場合には、NTT東西の主観が多分に入り込む恐れがあります。したがって、もし予測値を用いる場合はその信頼性についての十分な検証が得られた場合に限定するべきです。

—以上—